

# 香川県報



号外

平成 18 年

9月29日(金曜日)

## 目次

### 規則

（●印は、県法規集掲載事項）

ページ

●香川県災害対策本部規則の一部を改正する規則

（危機管理課）

一

●香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（環境管理課）

一

●香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

（健康福祉総務課）

二

●香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

（医務国保課）

二

●香川県都市公園規則の一部を改正する規則

（観光振興課）

二

●香川県会計規則の一部を改正する規則

（会計課）

二

●昭和五十三年香川県告示第七百五十四号（振動規制法の規定による振動の防止に関する定め及びその関係図面の縦覧）等の一部改正

（環境管理課）

三

## 規則

香川県災害対策本部規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

香川県知事 真鍋武紀

### 香川県規則第七十六号

香川県災害対策本部規則の一部を改正する規則

香川県災害対策本部規則（昭和三十八年香川県規則第五十九号）の一部を次のように改

正する。

別表第二健康福祉部の部障害福祉班の項1中「身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設及び精神障害者社会復帰施設」を「障害者支援施設等」に改める。

### 附則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

香川県知事 真鍋武紀

### 香川県規則第七十七号

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則（平成十七年香川県規則第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二の項中「身体障害者更生援護施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、精神障害者社会復帰施設」を「障害者支援施設」に改め、「知的障害者援護施設」を削る。

### 附則

1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の日から障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、改正後の別表第三の二の項中「若しくは母子保健施設」とあるのは、「母子保健施設若しくは障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第四十一条第一項、第四十八条若しくは第五十八条第一

項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設」とする。

香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十八年九月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第七十八号

香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

香川県福祉のまちづくり条例施行規則（平成八年香川県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項の（二）中「身体障害者更生援護施設、精神障害者社会復帰施設」を「障害者支援施設、福祉ホーム、身体障害者社会参加支援施設」に改め、「知的障害者援護施設」を削り、「又は隣保館」を「隣保館その他これらに類する施設」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第七十九号

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則（昭和三十八年香川県規則第四十三号）の一部を次のように改める。

第一条の三第十一号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条中第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、同条に次の一号を加える。

十四 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスを行う事業所

第十条の二第一項第三号中「第十五号」を「第十四号」に改める。

第十一条第一項中「第十五号」を「第十三号」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の日から障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第一

条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、改正後の第一条の三第十四号中「事業所」とあるのは、「事業所又は同法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。）とする。

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

香川県都市公園規則（昭和三十九年香川県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項第八号口中「身体障害者更生援護施設」及び「知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設」を削る。

附 則

1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

2 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営されている身体障害者更生援護施設、同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営されている知的障害者援護施設又は同法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営されている精神障害者社会復帰施設の在籍者で、当該施設の職員が引率の上入園するものについては、改正後の第十条の二第一項の規定にかかわらず、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、なお従前の例により入園料を免除する。

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

香川県規則第八十一号

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第百八十四条第八号アを次のように改める。

ア 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

第百八十四条第八号中イ及びびウを削り、エをイとする。

別表第三小豆総合事務所の出納員の項中

小豆総合事務所 の収入取扱 員	小豆総合事務所の母子福祉 寡婦福祉資金の償還金並び 工授精用精液の売却代金の の収入取扱員
小豆総合事務所 の収入取扱 員	小豆総合事務所の母子福祉 寡婦福祉資金の償還金並び 工授精用精液の売却代金の の収入取扱員

小豆総合事務所  
の収入取扱  
員

小豆総合事務所の母子福祉資金及び  
寡婦福祉資金の償還金並びに家畜人  
工授精用精液の売却代金の収納

に改める。

附則

1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日から障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、改正後の第百八十四条第八号ア中

「地域活動支援センター又は」とあるのは「地域活動支援センター」と、「行う施設」とあるのは「行う施設又は同法附則第四十一条第一項、第四十八条若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設、障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第三項に規定する精神障害者授産施設、同条第五項に規定する精神障害者福祉工場、障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設」とする。

告 示

●香川県告示第六百九号

昭和五十三年香川県告示第七百五十四号（振動規制法の規定による振動の防止に関する定め及びその関係図面の縦覧）、平成九年香川県告示第四百十二号（振動規制法の規定による振動の防止に関する定め及びその関係図面の縦覧）及び平成十三年香川県告示第四百六十七号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号の規定に基づく区域の指定）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から施行する。

平成十八年九月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「第七条」を「第七条第一項」に改める。

●香川県告示第六百十号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和六十年香川県告示第三百二十八号の四）の一部を次のように改正する。

第八条第十二号中「栗林公園東門前駐車場」を「栗林公園東門駐車場」に改める。

附 則

この要綱は、平成十八年十月一日から施行する。

平成十八年九月二十九日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています